

登録譲渡ボランティアへの犬猫譲渡活動支援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、犬及び猫の譲渡を推進するため、熊本県動物愛護センター(以下「センターという。」)又は県保健所から犬猫を譲り受けた登録譲渡ボランティアが、新しい飼い主へ譲渡するための活動に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)及び熊本県健康福祉補助金等交付要項(以下「要項」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助対象犬猫、補助対象経費、交付額の算定方法及び補助対象期間)

第2条 補助対象事業は、登録譲渡ボランティアが、センター及び県保健所から犬猫を譲り受け、新たな飼い主探しを行う取組みとする。

2 補助金の交付の対象経費、交付額の算定方法及び補助対象期間は、次表のとおりとする。

補助対象犬猫	センター又は県保健所から譲り受けた犬猫
補助対象経費	① 健康管理費 ・避妊去勢手術代及びワクチン代 ・その他健康管理に必要と認められる経費 ② 移送費 ・県外移送に係る航空機及び新幹線等の輸送運賃 ・登録譲渡ボランティアの高速道路料金及び車の燃料費 (燃料費は、登録譲渡ボランティアで定めた交通費規定がある場合のみ対象とする。) ※ 対象団体が、消費税課税事業者である場合は、経費のうち消費税及び地方消費税の額を除く。
交付額の算定方法	補助対象経費の実支出額(1頭あたりの上限額は、10,000円)
補助対象期間	4月1日から2月末日まで

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項の交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項の添付書類は、次の各号に掲げるものとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 事業計画書(別記第2号様式)

(2) 収支予算書(別記第3号様式)

- (3) 団体の会則(団体の場合に限る)
- (4) 団体名簿(団体の場合に限る)
- (5) その他参考となる資料

3 第1項の申請書の提出期限は、別に定めることとし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

第4条 補助金の交付の条件は、規則第5条第1項各号に掲げるもののほか、次に定めるとおりとする。

- (1) 熊本県犬猫譲渡要領第4条の規定に基づく登録譲渡ボランティアであること。
- (2) 特定の政党及びこれに類する政治団体に対する支援活動、宗教活動又は営利活動を目的としていないこと。
- (3) 暴力団などの反社会的勢力に該当していないこと。

(決定の通知)

第5条 規則第6条に規定する補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第6条 規則第7条第1項の別に定める変更事由は、補助対象事業の内容の変更があつて、補助申請の額の増額変更を伴うものとする。

- 2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第5号様式によるものとし、事業変更計画書は、別記第2号様式によるものとする。
- 3 規則第7条第3項において準用する規則第6条に規定する補助金変更決定通知は、変更交付決定通知書(別記第6号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条の実績報告書は、別記第7号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付資料は、次の各号に掲げるものとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 事業実績報告書(別記第7号様式)
- (2) 収支精算書(別記第8号様式)
- (3) 犬猫譲渡活動支援補助金経費算定書(別記第9号様式)
- (4) 補助対象犬猫の「登録譲渡ボランティア譲渡申請書」の写し(熊本県犬猫譲渡要領様式第6号様式)
- (5) 事業実施に係る領収書の写し
- (6) その他補助事業に係る資料

- 3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった年度の2月末日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。ただし、当該日が熊本県の休日を定める条例（平成元年条例第10号）第1条に規定する県の休日にあたる場合にあっては、当該日前において、その日に最も近い同条に規定する県の休日ではない日とする。

（補助金の額の確定）

第9条 規則第14条に規定する補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書（別記第10号様式）により行うものとする。

（補助金の交付方法）

第10条 補助金は、概算払又は精算払により交付するものとする。

- 2 規則第16条第1項の請求書は、別記第11号様式によるものとする。ただし、概算払を受けようとするときは、補助金等概算払請求書（別記第12号様式）によるものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 知事は、第7条に規定する補助事業の廃止の申請があった場合又は登録譲渡ボランティアが次の各号のいずれかに該当する場合には、別記第13号様式により、第5条に規定する交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 関係法令及び本要領に違反した場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- (5) 第8条第3項で定める期限までに正当な理由なく、実績報告書を提出しなかった場合

- 2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（証拠書類の保管）

第12条 規則第23条に規定する別に定める期間は、要項第13条で規定する財産処分制限期間又は5年のいずれか長い期間とする。

附 則

この要領は、平成30年6月15日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年（2021年）5月12日から施行し、令和3年（2021年）4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年(2024年)11月21日から施行し、令和6年(2024年)4月1日から適用する。

附 則

この要領は令和8年(2026年)4月1日から施行する。